

受け診にあたつての3つの心

①なるべく医療機関の通常の診療時間内に受診します。

②救急車で搬送されても、軽症の場合は、通常の受付順となる場合があることに留意します。

③休日や夜間で比較的症状の軽い方は、休日夜間急诊センター（在宅当番医）を利用しましょう。

※休日や夜間にどの病院に行けばよいか分からぬ場合は、愛媛救急医療ネットを参考にしてください。

※お子さんの急な病気やケガの場合は、小児救急医療電話相談（#8000）をご利用ください。

問い合わせ

愛媛県 保健福祉部 管理局

医療対策課

平成25年度甲種防火管理新規講習の開催について

医療政策グループ

☎ 089-912-2449

①劇場・集会場・遊技場・飲食店・物品販売店舗・宿泊施設・病院・保育園・幼稚園・その他これらの方へ

防火管理が必要な事業所

類する施設で、収容人員が30人以上の人もの

②認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設での収容人員が10人以上の人もの

③前記以外の事業所等で収容人員が50人以上のもの

※右記に該当するか不明な場合は、あらかじめお問い合わせください。

受講対象

①防火管理者が必要な事業所等で、資格者が不在の場合

②異動等で資格者が不在となる可能性があり、あらかじめ資格者を確保する場合

③防火管理者の資格を取得したい人

日時 10月3日(木) 9時～17時
場所 宇和島地区広域事務組合 消防本部 4階・大会議室
受講料等 受講料は無料です。ただし、受講の際に使用するテキスト代金3,400円が必要です。当日会場で販売しますので、おつりの要らないようお願いします。

申込方法

本年度の甲種防火管理新規講習を次のとおり開催しますので、受講対象に該当する事業所の関係者は必ず受講してください。

問い合わせ

愛媛県 保健福祉部 管理局

医療政策グループ

☎ 089-912-2449

①劇場・集会場・遊技場・飲食店・物品販売店舗・宿泊施設・病院・保育園・幼稚園・その他これらの方へ

北消防署へ申し込みください。※講習実施要領および申込用紙は、宇和島消防本部のホームページからダウンロードできます。

宇和島地区広域事務組合 消防本部 予防課 予防係 ☎ 0895-227501

防衛大学校等学生募集

【防衛大学校学生一般(前期)】

応募資格 高卒(見込含)21歳未満の方

第1次試験日および試験地 11月9日(土)・10日(日)

【防衛医科大学校(医学科・看護学科)学生】

応募資格 高卒(見込含)21歳未満の方

第1次試験日および試験地 11月9日(土)・10日(日)

①看護学科 宇和島市役所

②医学科 松山大学

受講料等 受講料は無料です。ただし、受講の際に使用するテキスト代金3,400円が必要です。当日会場で販売しますので、おつりの要らないようお願いします。

※受付締切 ともに9月30日(月)

①看護学科 松山大学

②医学科 松山大学

受講料は無料です。ただし、受講の際に使用するテキスト代金3,400円が必要です。当日会場で販売しますので、おつりの要らないようお願いします。

申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、消防本部 田分署、宇和島消防署、吉田分署、津島分署または鬼自衛隊宇和島地域事務所

愛媛県消費生活センターからのお知らせ

無料プレゼントだけのはずが・・・！！

■催眠商法(SF商法)について

催眠商法は新しい手口ではありません。かつて催眠商法は、消費者を呼び出した初日に高額商品を売りつけていました。しかし、手口が知られるようになると、数日間は無料プレゼントのほか、日用品や食料品を格安で販売するだけにとどめ、最終日に高額な羽毛布団や磁気治療器具、健康食品などを買った後、消えるという手口に変わってきました。

最初の数日は100円前後の安い価格のものを販売したり、無料で商品を配ったりします。通い続けると、健康の話に移ります。医師や学者の資料を示して、高齢になると必ず病気になるかのような説明をして健康不安をあります。その後、健康食品や健康器具の販売が始まります。参加者は数週間も通い続けているので業者を信じて「いい商品を安く販売してもらえる」と警戒心がありません。

このように長期間にわたって一見「お得な」商品を販売し続けて信頼を得た後徐々に高額な健康食品や健康器具などを販売するという手口が「餌付け商法」(催眠商法)なのです。

■被害にあわないために

特商法では最初の段階で「何の勧誘か」をきちんと説明することが業者に義務付けられています。最初から「高価な健康食品や健康器具の販売会場です」と業者から告げられていたら多くの消費者は参加しないでしょう。

「食料品がタダでもらえる」「話が面白い」からといって、安い会場に近寄らないことが大切です。

困ったときは、下記の窓口までご相談下さい。

問 役場 産業課 商工観光係 内線2213
愛媛県消費生活センター ☎ 089-925-3700